

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

### 1 趣旨

配偶者同行休業制度の導入に伴い、当該休業を取得した職員の退職手当の扱いに関し必要な事項を定める。

### 2 改正内容

#### 退職手当の基本額

配偶者同行休業により、現実に職務に従事することを要しなかった月を休職月等として扱い、その全期間を退職手当の計算の基礎となる勤続期間から除算する。

#### 退職手当の調整額

評価期間のうち、配偶者同行休業により、現実に職務に従事することを要しなかった月を休職月等として扱い、その休職月等が属する年度のポイント（職員の退職手当に関する条例第10条第1項の規定によるポイントをいう。）の算定にあたり、その全期間を除算する。

### 3 施行期日

公布の日